

労働基準法を遵守し、「不払い」を解消せよ

# 立ち上ががるホームヘルパーたち

超高齢社会を迎えている日本。国は、「施設から在宅へ」を掲げて、在宅介護を推進しているが、これを担うホームヘルパーの労働条件は、労働基準法さえ守られず、いまだに低賃金のままだ。

西村仁美

少子高齢化社会を担う介護職員の低賃金が叫ばれて久しい。厚生労働省の調査によれば、常用フルタイムの介護職員の平均賃金（月額）は約30・1万円（平成30年度介護従事者処遇状況等調査結果）。一般労働者の平均賃金約42・3万円（平成30年度、毎月勤労統計調査）と比べ、約12万円低い。

しかも、介護職員のなかでも、全国で約13万人とされる短時間労働（パートタイム労働）のホームヘルパー（訪問介護職員）の場合、平均賃金（月額）は、なんと約8・3万円。同じ短時間労働の介護職員である福祉施設介護員（約30万人）の平均賃金（月額）約10・8万円と比較しても約2・5万円も低い（厚生労働省平成30年賃金構造基本統計調査より）

なぜ、これほどまでに低賃金なのか。

データを詳細に見ていくと、時給は、平均144.7円。先の福祉施設介護員の平均112.5円より

も300円以上高いし、他業種と比べて極端に低いわけではない。大きく違うのは、1日当たりの実労働時間数だ。ホームヘルパーの場合は平均3・6時間。同じ短時間労働者でも、福祉施設介護員平均6・1時間、看護士6・0時間、保育士5・6時間などと比較すると4割前後少ない（47ページ表①）。

実は、この異常に少ない1日当たりの実労働時間数には、ホームヘルパーの理不尽な労働環境の問題が圧縮されているのである。

## 「不払い」だらけの訪問介護事業所

東京のA事業所に登録してホームヘルパーとして働く藤原のかさん（63歳）。介護保険法ができる以前から公務員ヘルパー「家庭奉仕員」として働き、2000年の同法施行と同時に辞職、民間のヘルパーとなつて約20年目だ。

「2011年の介護保険法改正に伴い、国は、翌年4月から訪問介



左から伊藤みどりさん、藤原のかさん。「今こそ高齢者・しょうがいしゃ・介護労働者が共に生きられる社会へ」6・29集会（6・29集会実行委員会主催）にて。6月29日、東京都内。（撮影／西村仁美）

護サービスの生活援助中心型（洗濯や掃除など生活全般の援助を行なう）の基準となる時間区分を、60分から45分に切り下げました。60分未満、60分以上で分けていたものを、45分以上、45分未満としたのです（注1）。15分も短縮されました」

当然、短縮分の賃金は減った。藤原さんが作成したある日の勤務状況表（47ページ表②）を見てみよう。この日は6件の介護保険サービス利用者宅の訪問があり、賃金に反映されるのは、生活援助（22.5分）と身体介護（60分）に要した合計28.5分間分とのことだ。

しかし、この日の業務開始は、事業所に出動した午前8時20分で、業務終了は事業所を退勤した午後5時55分（17時55分）だった。つまり、1日の拘束時間は、9時間35分（575分）にもなる。先の28.5分との差、290分中、昼食時間を仮に60分として除いて